



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 山梨労働局

Press Release

山梨労働局発表
平成29年6月8日

【照会先】

山梨労働局 職業安定部

職業対策課長 小林 洋一

職業対策課長補佐 村松 千里

地方障害者雇用担当官 坂本 成民

電話 055-225-2858

精神科医療機関とハローワークの連携による 就労支援モデル事業を実施します

～公益財団法人 住吉偕成会 住吉病院とハローワーク甲府が
就労支援について協定を締結～

1 モデル事業実施の趣旨・目的

平成30年4月から精神障害者が法定雇用率の算定基礎の対象に追加されることから、精神障害者に対する就労支援の充実・強化を図っていく必要があります。

しかしながら、精神障害者の雇用促進のための重要な関係機関である精神科医療機関とハローワークとの連携については、具体的な連携体制が構築できている例は少ない状況です。

このため、厚生労働省では、平成28年度より全国22の都道府県労働局、平成29年度においては、山梨労働局（新規実施局：16局）を含め全国38の都道府県労働局でモデル事業を実施します。

こうした中、山梨労働局ではハローワーク甲府と公益財団法人 住吉偕成会 住吉病院との間で事業協定を締結し、精神障害者に対する就労支援を開始しましたので、お知らせします。

2 モデル事業の実施内容

医療機関で就労が可能と判断され、就職を希望している障害者に対し、医療機関とハローワークの担当者が中心となって就労支援チームを結成し、就職から職場定着まで一貫して次のような支援を実施します。

医療機関は精神保健福祉士や臨床心理士などが、ハローワークは就職促進指導官等や就職支援コーディネーター（医療機関連携担当）、精神障害者雇用トータルサポーターなどが担当します。【別添資料参照】

- (1) 職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス（履歴書の書き方等）、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
- (2) 職場実習等の機会の積極的な提供
- (3) 3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
- (4) 職場定着支援等のフォローアップ支援の実施

精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業の実施について

1 目的

精神障害者の更なる雇用の推進のため、ハローワークにおいて、一定の要件を満たす医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

2 事業実施体制

連携対象医療機関

- ① 支援対象者の就職可能性が確認できる。
- ② 事業実施体制の整備がされている。
- ③ 事業の周知・参加希望者の取りまとめを行う。

医療機関就労支援プログラム担当者

協定締結

- ① 事業実施計画
- ② 個人情報の相互利用・守秘義務

連携・調整

支援対象者

- ① 求職登録者・離職中である者（在職者は除く）
- ② 障害を事業主に開示して就職支援を受けることに同意した者
- ③ 両機関で個人情報を共有することに同意している者

事業実施ハローワーク

事業責任者（HW統括職業指導官等）
就職支援コーディネーター（医療機関連携担当）

事業周知・参加希望者の把握

「就労支援チーム」による就職支援

3 事業内容等

- 主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。
- 支援方法については、「チーム支援事業」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。
- 想定される支援内容は次のとおり。

- ① 連携対象医療機関を利用している精神障害者に対して就職に関する知識や技術を付与するためのジョブガイダンスの実施
- ② 職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
- ③ 職場実習等の機会の積極的な提供
- ④ 3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
- ⑤ 職場定着支援等のフォローアップ支援の実施

4 実施労働局

平成29年度38労働局

28年度実施局（22局）：北海道、青森、宮城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡、長崎、熊本、鹿児島
29年度新規実施局（16局）：岩手、秋田、山形、福島、茨城、群馬、**山梨**、三重、奈良、和歌山、島根、徳島、香川、佐賀、大分、宮崎を予定